様式第１号を次のように改める。

様式第１号

賃　金　構　造　基　本　統　計　調　査

事　業　所　票

（平成　年６月分）

政府統計

※　局　署 記入欄

統計法に基づく基幹統計調査

秘　厚生労働省

この調査票に記入された事項については、統計以外の目的に使ったり、他に漏らしたりすることはありません。

都道府県番号	事業所一連番号	産業分類番号 大	中	小

(1) 事業所の名称及び所在地並びに法人番号

法人番号

連絡先電話番号（　　）-（　　）　　番（内線　　番）

記入担当者氏名

(2) 主要な生産品の名称又は事業の内容

（注）個人事業主の場合、法人番号欄は記入不要です。マイナンバー（個人番号）の記入はしないでください。

(3) 事業所の雇用形態別労働者数

① 事業所の常用労働者数

区分			常用労働者数	抽出率	抽出労働者数
常用労働者 常用労働者とは ・期間を定めずに雇われている労働者 又は ・1か月以上の期間を定めて雇われている労働者 をいいます。	**正社員・正職員** 貴事業所において、正社員・正職員とする者	男	人	1	人
		女			
	正社員・正職員以外 常用労働者のうち「正社員・正職員」以外の者	男			
		女			
	常用労働者計				

個人票の枚数	枚

※　調査担当者	※　点検担当者 局	署

この調査は、統計法に基づく基幹統計を作成するために行う調査です。
この調査の対象となった事業所の方々には統計法に基づく報告の義務があり、報告の拒否や虚偽報告については罰則があります。
この調査の実施に当たっては、特に必要がある場合には、資料の提出のお願いや関係者の方々への質問を行うことがあります。

記入上の注意

1．６月30日現在（給与締切日の定めがある場合には、６月における最終の給与締切日現在）又は６月１日から６月30日までの期間（給与締切日の定めがある場合には、６月の最終の給与締切日以前１か月間）の状況について記入してください。
2．調査票の記入に当たっては、「調査票記入要領」をよくお読みください。
3．調査票は黒又は青のボールペンで記入してください。
4．調査票の記入事項で該当区分のあるものは、該当する番号を１つだけ○で囲んでください。
5．※印欄は記入しないでください。

② 事業所の臨時労働者数

区分	臨時労働者数	抽出率	抽出労働者数
臨時労働者 常用労働者に該当しない労働者 （日々又は1か月未満の期間を定めて雇われている労働者）	人	1	人

(4) 企業全体の常用労働者数（貴事業所が属する企業全体（本社、支社、工場、営業所等）の常用労働者の総数をいいます。）

1	2	3	4	5	6	7	8
5,000人以上	1,000人～4,999人	500人～999人	300人～499人	100人～299人	30人～99人	10人～29人	5人～9人

(5) 新規学卒者の初任給額及び採用人員（民営の事業所のみ記入してください。）

① 貴事業所における新規学卒者の初任給額及び採用人員

区分		男 初任給額	男 採用人員	女 初任給額	女 採用人員
		万 千 百円	人	万 千 百円	人
高校卒					
高専・短大卒					
大学卒	事務系				
	技術系				
大学院修士課程修了					

1. 新規学卒者とは、原則として本年３月に学校教育法に基づく高校、高専・短大、大学を卒業又は大学院修士課程を修了し修士号を取得した者若しくは取得見込みの者をいいます。ただし、大学医学部及び歯学部、専修学校、各種学校（准看護師養成所、看護師養成所等）、職業能力開発施設等の卒業者は除きます。

2. 初任給額は、貴事業所に配属されている新規学卒者について、所定内給与額から通勤手当を除いた額を記入してください。（所定内給与額は、きまって支給する現金給与額から超過労働給与額（時間外手当、深夜手当、休日手当、宿日直手当等）を除いたものです。また、賞与は含みません。）
100円未満の端数は、四捨五入してください。

3. 採用人員のうち、本社等で一括採用し、支社等に配属した場合の人員は、配属先の支社等に含め、本社等から除きます。

② ①の初任給額の確定状況

1	本年度の初任給額として確定したものである。
2	ベース・アップが決まっていない等のため確定していないものである。

備　考

附　則

この省令は、公布の日から施行する。